

### 児童館で遊ぼう(9月その2)

田園児童館 ☎552-3133

◆よちよちすくすくひろば25日(火)午前10時～正午  
対象0、1歳児の幼児と保護者  
※8、9月生まれのお誕生日会をします。



熊川児童館 ☎539-1515

◆こぐまひろば「親子であそぼう 8、9月のお誕生日会」  
25日(火)午前10時～正午 対象0、1歳児の幼児と保護者  
持ち物 タオル・着替え

◆ママといっしょ「リズムにのって音楽あそびをしよう」  
27日(木)午前10時30分～11時30分 対象2歳以上の幼児と保護者  
持ち物 うわばき・タオル

武蔵野台児童館 ☎553-8822

◆わくわくひろば「みんなでミニ運動会」18日(火)午前10時30分～11時30分  
対象2歳以上の幼児と保護者  
※当日、直接来てください。

◆遊具開放デー20日(木)午前10時30分～正午 対象1歳6か月以上の幼児と保護者  
※時間内で自由に遊びに来てください。

◆出張わくわくひろば「牛乳パックで『ロープウェイ』を作ろう」  
21日(金)午前10時30分～11時30分 対象2歳以上の幼児と保護者  
持ち物 1,000mlの牛乳パック一個  
※わかざり会館で行います。当日、直接来てください。

◆のびのびひろば25日(火)午前10時～正午 対象0、1歳児の幼児と保護者  
※お母さん同士の交流の場です。時間内で自由に遊びにきてください。

■児童館で実施する小学生対象の事業は市ホームページの各児童館のページに掲載しています。

県支部  
口座名義 日本赤十字社新潟  
口座番号 00510151  
26  
配分総額約 5億9,213  
万円  
同募金「赤い羽根共  
配分総額約 2,219件  
配分総額約 5億9,213  
万円  
問合せ 社会福祉課庶務・福  
祉計画担当

平成19年新潟県中越沖地  
震災義援金について(お礼)  
福生市では、7月16日に  
発生した平成19年新潟県中  
越沖地震による被災者への  
義援金を市役所に設置した  
募金箱で受け付け、31,2  
24円を集めることができました。  
皆さんからお寄せ  
いただきました義援金は日  
本赤十字社に送金しまし  
た。ご協力ありがとうございました。  
なお、日本赤十字社では、  
引き続き義援金を受け付け  
ています(平成20年1月16  
日まで)ので、ご協力をお願  
いします。

※郵便局にて振込用紙の通  
信欄に「平成19年新潟県中  
越沖地震義援金」と明記の  
うえ、直接ご送金ください。  
問合せ 社会福祉課庶務・福  
祉計画担当  
10月1日から赤い羽根共  
同募金が始まります  
たすけあい  
精神に支えら  
れる赤い羽根  
共同募金運動  
は、皆さんと地  
域の社会福祉施設・団体を  
結んでいます。  
皆さんに必要とされる地  
域に根ざした社会福祉サー  
ビスを支援するため、今年  
も温かいお心をお寄せくだ  
さい。

配分内容  
① 身体に障害のある方や知  
的障害のある方のために  
② 在宅福祉サービスなど地  
域福祉増進のために  
③ 保育所の子どもたちが元  
気に育つように  
④ 乳児院、母子生活支援施設  
などで生活する方のために  
⑤ 老人ホームなど高齢者施  
設利用者の方のために  
⑥ 各種の社会福祉団体のた  
めに  
⑦ 非行や犯罪の防止など健  
全な社会をつくるために  
なお、市では、社  
会福祉協議会が行  
う事業をはじめ、福  
寿会福生ことぶき  
苑、福生ひまわり会  
麦わら帽子、社会福祉協議  
会れんげ園等の備品整備な  
ど、12件、8,761,406  
円が配分されました。  
問合せ 社会福祉課庶務・福  
祉計画担当



## ごぞんじですか?ひとり親家庭の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。 問合せ子育て支援係

### 児童扶養手当

支給対象 18歳に達した日の属する年度  
の末日まで(身体障害者手帳1級～  
3級程度、愛の手帳1度～3度程度の障  
害がある場合は20歳未満)の児童で、  
次のいずれかの状態にある児童を扶  
養している母または養育者  
○父母が離婚した児童  
○父が死亡または生死不明である  
児童  
○父が重度の障害を有する児童  
○父が1年以上拘禁されている児童  
○父に引き続き1年以上遺棄されて  
いる児童  
○婚姻によらないで生まれた児童  
(認知した父の扶養がある場合を  
除く)

手当額 申請の日の翌月分から  
児童1人目 全部支給月額41,720円、一  
部支給月額41,710円から9,850円ま  
での所得に応じた額  
児童2人目 月額5,000円加算  
児童3人目以降 1人につき3,000円加算  
※所得制限があります(児童の父か  
ら受ける養育費の8割も所得に算入  
されます)。

### 児童育成手当(育成手当)

支給対象 18歳に達した日の属する年  
度の末日までの児童で、次のいずれか  
の状態にある児童を扶養している方  
○父または母が死亡した児童  
○父または母が生死不明である児童  
○父または母に引き続き1年以上遺  
棄されている児童  
○父または母が1年以上拘禁されて  
いる児童

○父または母が重度の障害を有する  
児童  
○父母が離婚した児童  
○婚姻によらないで生まれた児童  
(認知した父の扶養がある場合を  
除く)  
手当額 申請の日の翌月分から児童1人  
月額13,500円※所得制限があります。

### ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末  
日まで(障害がある場合は20歳未満)  
の児童のいるひとり親家庭及びひと  
り親家庭に準ずる家庭に対して、保  
険診療の本人負担分を助成します  
(前年度住民税課税世帯は一部負担  
あり)。  
対象 ○ひとり親家庭の母または父  
○両親がいない児童などを養育して  
いる養育者  
○ひとり親家庭の児童または養育者  
に養育されている児童  
※所得制限があります。

### ひとり親家庭

#### ホームヘルプサービス

育児や家事などをお手  
伝いするホームヘルパー  
を派遣します。  
対象 中学生以下の児童の  
いるひとり親家庭で、次のいずれか  
に該当するため、日常生活に支障を  
きたしている家庭  
○ひとり親家庭となってから2年以  
内の場合  
○小学校低学年以下の児童がいる  
場合  
○親または中学生以下の子どもが一  
時的な傷病の場合



○親族等の冠婚葬祭に親が出席する  
場合  
○日常の家事及び育児を行ってい  
る同居の祖父母等が一時的な傷病  
の場合  
○技能習得のための通学・就職活動・  
出張・学校の公式行事への参加等  
の場合  
派遣回数 月12回まで  
派遣時間 午前7時から午後10時まで  
の間で1日2時間以上8時間まで  
援助内容 育児、食事の世話、住居の掃  
除・整理整頓、被服の洗濯・補修、そ  
の他必要な業務※所得に応じて費用  
負担があります。

### ひとり親家庭休養ホーム

東京都のひとり親家庭休養ホーム  
事業を利用(宿泊施設に限ります)さ  
れたひとり親家庭に対して、市独自  
に宿泊費用等の一部を助成します。  
利用回数 1人当たり1年度1回(泊)まで  
助成額 1人当たり(3歳以上)1泊につ  
き3,000円

### 東京都母子・女性福祉資金

都内に6か月以上住み、20歳未満の  
児童を扶養している母子家庭の生活  
の安定とその児童の福祉向上を図る  
ため、13種類の資金を無利子または  
低利子でお貸しします。また、一定の  
条件を満たす単身の女性の方にも同  
様の資金をお貸しします。  
資金の種類 事業開始資金、事業継続  
資金、修学資金、就学支度資金、修業  
資金、就職支度資金、住宅資金、転宅  
資金、医療介護資金、技能習得資金、  
生活資金、結婚資金等

### 母子家庭自立支援教育訓練給付金

支給対象 母子家庭の母で20歳未満  
の児童を扶養している家庭で、次のす  
べての要件を満たす方  
○児童扶養手当の支給を受けてい  
るか、児童扶養手当の支給要件と同  
等の所得水準の方  
○雇用保険の教育訓練給付の受給資  
格がない方  
○当該講座の受講が、就職につくた  
めに必要であると認められる方  
○原則として、過去に訓練給付金を  
受給していない方  
支給対象講座 雇用保険制度における  
教育訓練給付の指定教育訓練講座等



### 母子家庭高等技能訓練促進費

支給対象 母子家庭の母で20歳未満  
の児童を扶養している家庭で次のす  
べての要件を満たす方  
○児童扶養手当の支給を受けてい  
るか、児童扶養手当の支給要件と同  
等の所得水準の方  
○修業年限が2年以上の養成機関に  
おいて、既に一定の過程を修業し、  
資格の取得が見込まれる方  
○就業又は育児と修業の両立が困難  
な状況であると認められる方  
支給対象資格 看護師、准看護師、介  
護福祉士、保育士、理学療法士、作  
業療法士、保健師、助産師、理容師、美容  
師等  
支給額・支給期間 修業期間の3分の1  
(12か月を上限)について、月額  
103,000円を支給(申請のあった当月  
分から支給)します。